

公的備蓄等に係る基本的な考え方

令和7年5月26日 京都府防災会議で承認

<基本方針>

- 自助・共助による物資確保を補完するものとして、公助による物資を確保する。
- 生命・健康維持の観点から、重点備蓄品目を府・市町村の共同により備蓄する。
- 避難所内避難者に加え、在宅避難者や車中避難者を含む全避難者を対象とする。
- 発災後3日間分の必要数量について、府、市町村の現物備蓄のほか、流通在庫備蓄や非被災自治体の備蓄の融通等により、確実に確保する。
- 府・市町村それぞれにおける最大の地震被害想定に基づいて必要数を確保する。
- 府・市町村は、住民（地域）に対して3日以上分の備蓄に努めるよう呼びかける。
- その他、地域の実情に応じた備蓄に努めるものとする。
(孤立する可能性の高い地域の集落における備蓄や帰宅困難者への対応等)

<重点備蓄品目>

品目	一日当たりの数量
食料	1人当たり3食（年齢に応じた食料を備蓄）
飲料水	1人当たり1ℓ（別途応急給水等を確保）
乳児用液体ミルク	1人当たり1ℓ（粉ミルクの場合140g）（0歳児分）
毛布等防寒用具	1人当たり1枚（3日分）
簡易トイレ	50人当たり1基（3日分）
凝固剤	1人当たり5個（上・下水道支障率を考慮）
トイレットペーパー	1人当たり5m
おむつ（大人用）	1人当たり8枚（全避難者の0.5%（要介護認定者率））
おむつ（子供用）	1人当たり8枚（0～3歳児分）
女性用衛生用品	1人当たり4枚（12歳～51歳女性の25%）

※食料及び乳児用液体ミルクはアレルギー対応を考慮

<準重点備蓄品目>

避難所開設当初からの設置が求められる以下の資機材については、準重点備蓄品目として、備蓄のほか、流通在庫備蓄等により確保に努めるものとする。

パーティションテント	避難所内避難者1世帯当たり1張
簡易ベッド又は 段ボールベッド	避難所内避難者1人当たり1台

<その他必要な備蓄物資>

市町村は、重点備蓄品目に加え、生活物資や避難所運営資機材について、備蓄や流通在庫備蓄による調達に努める。